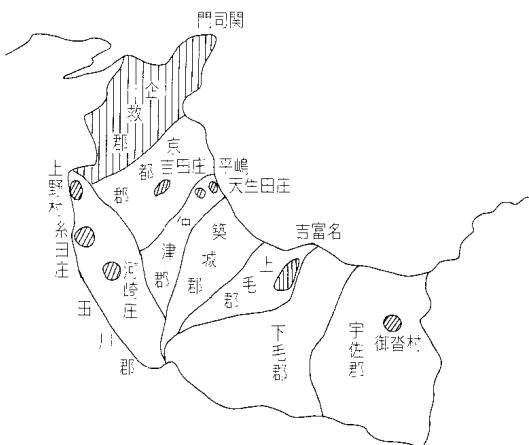


第2図 豊前国の北条氏の所領



し、豊前国の守護であった。

このころ、宇都宮頼房は築城郡本庄に天徳寺を創建したという。本拠地を仲津郡木井馬場より本庄に移したらしい。この地が要害として優れていることは大きな理由であろうが、北条一門領の多い豊前西部を避け、豊前東部への進出を目指したとも考えられる。下毛郡木原村稱重名（現中津市福島）や上毛郡是吉名への関与はその例である。一方では、田川郡柿原名を惣領家が取り戻している。これは、初代信房が、板井種遠の跡として持領し、三代信景が子息の三郎範景へ譲ったところ、範景はこれを他姓の桑原弥四郎へ売却したので、これは信景の置文に違背するとの訴訟を起こし、北条実政の裁許を得た。柿原名は三町歩ほどで、佐田氏が伝領していく。

（宇佐郡）、糸田庄、河崎庄（田川郡）、上野村（田川郡）、平嶋

一〇 鎌倉時代の荘園と公領

（仲津郡）が北条氏一門領となっていた（第2図）。企救郡には金沢氏一門の高雅^(政)が土着し、郡内の地頭層武士を被官化しており、肥後国の守護であった。

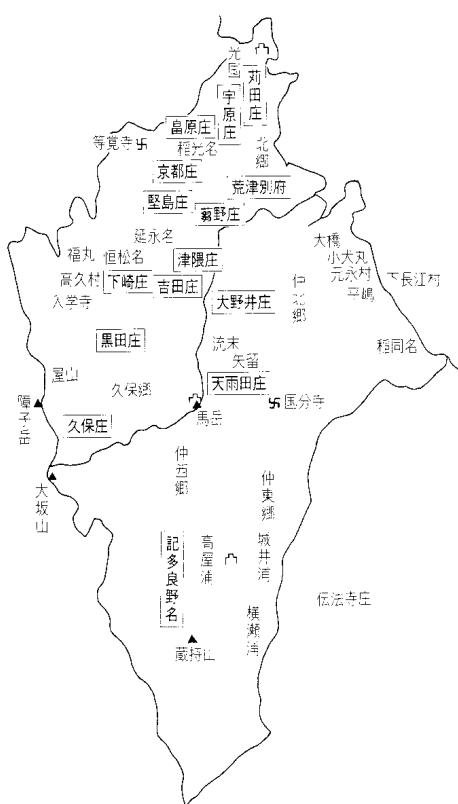
糸田庄には貞義が土着したらしく糸田氏を称して、豊前國の守護であった。このころ、宇都宮頼房は築城郡本庄に天徳寺を創建したといふ。本拠地を仲津郡木井馬場より本庄に移したらしい。この地が要害として優れていることは大きな理由であろうが、北条一門領の多い豊前西部を避け、豊前東部への進出を目指したとも考えられる。下毛郡木原村稱重名（現中津市福島）や上毛郡是吉名への関与はその例である。一方では、田川郡柿原名を惣領家が取り戻している。これは、初代信房が、板井種遠の跡として持領し、三代信景が子息の三郎範景へ譲ったところ、範景はこれを他姓の桑原弥四郎へ売却したので、これは信景の置文に違背するとの訴訟を起こし、北条実政の裁許を得た。柿原名は三町歩ほどで、佐田氏が伝領していく。

中世前期の行政区画はどのようになっていたのであるか。

豊前国では平安時代の中ごろから荘園が増加してくるが、平安時代の末期、特に平清盛時代は、豊前国が平家の知行国となつて、平家と親しきが、宇佐大宮司公通が豊前守や大宰權少式に補任されると、宇佐宮やその神宮寺である弥勒寺を領家とする荘園や名田が増加した。その全貌を知ることはできないが、建久八年（一一九七）の『豊前國因田帳断簡』によると、京都郡北郷五七五町余のうち二〇六町が弥勒寺領であり、これから宇佐神領を除くと、公領（国衙領）は極めて少なくなる。これは宇佐宮寺の神殿・仏殿の造替や神事・仏会が國家の責任において執行されていたが、律令政府の弱体化で閑怠されがちになつたため、国衙領の一部を指定して、そこから徵収される税を社寺へ納入するようになつた。国衙領の徵税請負人である郡司・郷司・保司・名主などが官物の納入を遅滞する場合は、神官や僧侶が派遣されて、直接徵税に当たり、これをもつて、それぞれの年中行事を遂行した。このような国衙領の郷・保・浦・村・別名は莊園や別符（弁分）と同じ私領となつた。

一方、庄園は本来、田畠を増加させ、税収入を増大させるために奨励されたのであるが、権門勢家である中央の貴族・寺社は、その権力・立場を利用して、租を免除され、庸・調・雜徭のような課役をも免除される不輸不入の特権を確保した。これを見た地方豪族も、開拓した田畠を免税の特権に与かるとして、中央権門に寄進し、領家・本家と仰いだ。

第3図 中世の荘園と公領



別符	庄	村	浦	保	郷	単位
	大野井庄・天雨田庄・伝法寺庄	下長江村・大豆俵村・元永村	城井浦・横瀬浦・高屋浦	平嶋保	仲東郷・仲西郷・仲北郷 南郷・北郷・窪郷	仲津郡
		記多良野名・稻同名・流末絹富名 ・同盟枝名・今男丸名・小犬丸名 ・三郎丸名・法師丸名・中臣今男 名・香丸名・弥富名	菊丸名・富光名・得永名・延永名 ・恒松名・屋山福丸名・入学寺名 丸名・久光名・勝円名・得善名	屋山保・光国保 高久村		京都郡
		津隈庄・黒田庄・窪庄・葛野庄・ 宇原庄・苅田庄・堅嶋庄・島原庄 ・下崎庄・京都庄・吉田庄			南郷・北郷・窪郷	
荒津別符・津隈弁分						

その手続きを踏んで成立した庄園を官省符庄と呼んだ。その後に開発した田畠は、国司の承認だけで庄園に準ずる私領として扱われた。これを別符（弁分）べんぶといって、庄園とは別個の徴税単位であった。弁分は宇佐宮の細男試業免田であるともいいう（『二光』）。

仲津・京都郡は国衙の所在地であつたから、国衙の役人（在庁官人）らが、国衙領を分割して徵税を請け負い、農閑期には庄公の農民を徵集して新田開発などに使役して私領を増大させた。

記多良野名 源頼朝のころ、宇佐弥勒寺の祈禱僧喜多院が、本所である石清水八幡宮へ報告した豊前国内五五か所の「庄園名田別保」の中で、「別符」の字を消して「名田」と書き、一三町歩となつてゐる。このことは、本来、国衙領である仲西郷の原野を切り開いて私領と認められた名田が弥勒寺の寺用に寄進されたのであろう。南北朝時代中期、懐良親王が九州を制圧していたころ、博多住吉神社の造営料所に指定されたが、その時は「木多良野村」と称されるようになつてゐる。

天雨田庄

現在は「天生田」と書くが、十五世紀後半から、このようになつた。この庄園を

天雨田庄 現在は「天生田」と書くが、十五世紀後半から、このようになつた。この庄園を初めて紹介したのは、東京大学史料編纂所勤務の山口隼正氏である（取「中世九州の政治社会構造」所）（文前國天雨田庄と安東氏）。暦応三年（一二四〇）、鎮西管領一色範氏（いっしきのりし）がこの庄園を田数八〇町と述べているが、太閤検地では天生田村は六五町、明治十八年の地積調べでは、田畠宅地を含めて七五町余というから、天雨田庄は近世の天生田村よりはるかに広域を占めていたと考えられる。次の史料は公文職安東氏の初見であろうという（東京文庫『本』）。

（一三二〇）
豊前國天雨田公文職ならびに武松名の事、公文孫七郎行政の去る元応式年十二月二日の譲り状について、給主天雨田亦次郎は使節として彼の後家蓮妙に尋ね問うの處、使節と云ひ、後家と云ひ、今年五月三日同日の請文の如くは、安東鶴益丸に譲り与えるの条、相違なしの旨、申さしむの上は、早くこれを領知せしめ、限りある御年貢以下の公事等、先例を守り、その沙汰を致すべきの状、件の如し

（一三二一）
元亨參年六月廿二日

（安東助泰）
右衛門尉（花押）
（原漢文）

この史料は、天雨田庄の庄官の一つである公文職とそれに付属する武松名について、元応二年の前公文行政の譲状の真偽を給主（地頭の又代官か）天雨田亦次郎に命じて、行政の後家尼蓮妙に確かめさせたところ、両人の請書は「安東鶴益丸に譲り与えたことに間違いない」とあるので、鶴益丸が公文職と武松名を知行することを地頭代安東助泰が承認するという内容である。安東氏が天雨田庄の地頭代官であり、その一族の者が庄官職の一つと名田を何らかの手段で手中にしたことを物語る。

安東氏といえば、北条時頼の御内人（執權家の家来）安東蓮聖が有名である。かれは摂津国守護代として、多田院造営の惣奉行を務め、和泉国久米田寺別当職を興福寺から買い取り、摂津中村新庄・但馬国二方庄などをつけて、奈良西大寺の恩円上人叡尊へ寄附したこと、また播磨国加古川口に数百貫文の私財を投じて、一五年余の年月をかけて福泊の港を完成させたり、東寺長者行遍に一五〇貫文もの大金を高利貸したりと、その活動は多彩である。

蓮聖の名は豊後国佐賀関の地頭代官としても確認されており、交通の要衝を押さえていった北条氏の背後には必ずといってよいほど、安東氏

の名がみられる。豊後國東郡（豊後高田市）の安東氏もその例であり、天雨田庄も地頭が北条氏で、安東氏が地頭代官であったが、北条氏の滅亡で、鎮西管領料所となり、名主職等を買得したり押領して土着した安東氏一族は、大内氏や大友氏、高橋氏の支配を生き抜いて、現代、京都郡全域にその勢力を繁衍させているのである。

なお、一色氏は九州でただ一つ、この莊園を所持しつづけ、大内氏が滅亡するまで維持した。

大野井庄

源頼朝のころの『弥勒寺喜多院領注進』には「庄田四十町、名田八十町」とある。この庄の田所職を永

仁の徳政令で取り戻した鋤崎次郎時広は名田畠三五町ばかりを分配しているから、田所名だけで、庄田四〇町に近くなる。従つて田所名は名田八〇町の方に入っていると思われる。ここで、庄田とは立莊時の承認分で、名田とは、その後に開発された田畠を庄内に編入したものである。伝法寺庄が「本庄四十町、加納三百町」と記されたときの「加納」に相当するものであろう。なお、鋤崎氏は、京都郡司の系譜をひく故に都氏を称し、同郡鋤崎に居住する在庁官人であると思われる。十四世紀の初め、弥勒寺領であるが、八幡善法寺へ寄附し、不断愛染王供料に充てた。南北朝時代には守護代西郷顯景や安東助阿が違乱している。

窪庄

觀応三年（一三五二）の大宰府『安樂寺領注文』に

「窪庄地頭職、本主余類押領」「窪郷内野田光行名、宮根本御領といえども、地頭御家人、甲乙の輩押領せしむ」とある。この庄の本主とは、貫庄弁済使職を所持していた大蔵姓久保三郎種家の一族であろう。久保氏は在庁官人として窪郷司か京都郡司を務め、郷内を開発して私領を増やし、これを中央権門へ寄進して不輸租の庄園を成立さ

せ、自らは庄官として、実質的に庄園を掌握していた。しかし、地頭職は何かの事情で安楽寺へ与えられたのである。南北朝時代には、窪郷も窪庄も本主や名主たちが押領していて、安楽寺へ年貢・所当を納めないとあるから、庄園は名称のみとなっているのである。応永九年（一四〇二）には、佐田親景が久保庄政所職を所望して、大友親著に取り次ぎを頼み、その返事を得ている。このころ、佐田親景は^{（京都郡）}津部^{（田川郡）}・伊方両庄と元^{（仲}^{（京都郡）}津部^{（田川郡）}）を九州探題渋川満頼に安堵されており、薄田庄との関連が推測される。天文十二年（一五四三）の『恵良盛綱譲状』に「京都郡くほの庄之内ひゑ田八町七反四十五代、此之内千代丸分」とあり、窪郷稗田が、室町時代には稗田庄と称されたり、戦国時代には久保庄と汎称されたようである。永禄三年（一五六〇）ごろ、国東の田原親宏は「京都郡之内、吉国村鍛冶屋名四町武反四十代地」を片山市之佐方へ与えたが、久保庄内だから荒木出羽守方へ与えるので、代地として吉田庄の内を与える（『片山文書』）とあり、吉国までが久保庄に入っている。

京 都 庄

宇佐下宮（御炊殿）は、破壊に及ぶことに、国役として吉田庄の内を与える

第二節 室町時代

一 建武政権の成立と少弐頼尚

京 都 庄

て、造替してきたが、国衙が四〇余年造営を怠ったので、豊前國中の常見名田（多くは敷在する墾田）を不輸租の神領とし、下宮一院造替に充てることにした。安元元年（一一七五）に、後白河上皇の認可が下り、郡名を冠する庄園が成立した。規矩庄・田河庄・京都庄・築城庄・上毛庄・下毛庄・宇佐庄がそれであるが、仲津庄は存在しなかった。なぜかわからない。

それから一〇〇年後の弘安元年（一二七八）、御炊殿が朽破するにいたつたので、これらの庄の名主たちに催促したけれど、応じないので、本家近衛関白家より改めて下知をもつて、不輸・別納・定田・免田の別

なく平均に催促している。これより前の嘉禄二年（一二二六）、京都庄稻光名を宇佐權大宮司公政は、舍兄公隆（大宮司）が高階氏の代官と称して押領したと訴訟を起こしている。高階氏は稻光五〇町の名地頭の娘で、公隆の妻となっていたのであろうか（『到津文書』）。

仁治二年（一二四二）の『宇佐神領散田帳』（『到津文書』）によると「京都庄十五名」とあり、一五の名田をもつて構成していたらしい。

貞和二年（一三四六）には宇佐權大宮司祝宮義と神主今永越後守宮居の両人が、京都郡稻光名の定米を錢五〇貫文で売却している。このころには京都庄の呼称がなくなっていることが判明する。

菊池武時の拳兵

後醍醐天皇が再度の拳兵計画を側近の吉田定房にて、密告されて、京都を脱出し笠置山に楯籠り、ついで、隠岐島へ配流された元弘二年（一二三三）の秋、大塔宮護良親王・楠木正成が河内金剛山・赤坂城に再び兵を擧げると、播磨国の中松則村をはじめとして、近畿・中国地方で、天皇方として拳兵する武士が相次いだ。金剛山・千里城包囲の鎌倉幕府軍に参加しようと、船で備後国鞆の津（広島県福山市）まで進んだ肥後の阿蘇大宮司や菊池氏は情勢が急変しつつあることを知つて引き返した。元弘三年二月七日付で、金剛山の護良親王より、北条英時・桜田師頼以下の追討を命ずる令旨が、原田